

韓國の保護觀察制度

——犯罪豫防ボランティア委員制度を中心に——

李 璟 在 (忠北大學校 法科大學 助教授)

I. 序 論

20世紀後半の世界刑事司法の趨勢中主要なものとして挙げられるのが施設内處遇から社會内處遇への部分的な轉換現象であろう。16世紀の中盤からヨーロッパで始まった拘禁刑制度は19世紀から20世紀に渡って豫防主義思想に基づき犯罪者の矯正に焦點を合わせていた。しかしながら20世紀中盤以降、再犯率の増加とこれに伴う「矯正者の増加そして莫大な矯正行政費用の増加で矯正處遇の失敗」という言葉まで生まれた。これを補完する爲の代案策として提示された社會内處遇は英・米を始めヨーロッパの多くの國家で試みられ世界各國にまで影響を及ぼし今や社會内處遇は主要な犯罪者處遇方法として位置づけられている。

社會内處遇は犯罪者とか非行少年を矯正施設に拘禁せずに社會の中で生活させながら處遇を行い彼等の改善更生を助ける制度でありその中核となるのが保護觀察と社會奉仕命令などである。保護觀察の主な役割は保護觀察対象者の更生意欲の喚起と健全な社會生活への適應を援助する爲に保護觀察には地域社會の住民協力と参加が不可欠である。これに従い多くの國家では犯罪者の再社會化を助けるために専門家と民間人の協力體制を構築した。

他の國と同じく韓國の保護觀察活動も保護觀察官を中心に行われる。しかし限られた数の保護觀察官だけでは保護觀察対象者すべてを効率的に管理出来ない。このため民間人である犯罪豫防ボランティア(自願奉仕)委員(以下犯罪豫防委員と稱する)の助けを借りて保護觀察を行っているが、その機能は日本の保護司のそれとほぼ同じである。

以下では韓國の保護觀察制度を概略的に檢證した上で犯罪豫防委員の任務と活動などの問題點及びその改善方案について檢證することとする。

II. 韓國の保護觀察制度の概観

1. 保護觀察制度の意義

保護觀察とは有罪が認められる犯罪者に対して少年院や刑務所等に拘禁する代わりとして一定期間遵守事項を守ることを條件に自由な社會生活を認め、國家公務員である保護觀察官の指導や監督及び民間ボランティアである犯罪豫防委員の援助を受けながら教化・改善し社會に適應させていく制度を言う。

保護觀察制度が導入された背景としては、第一に犯罪者に對する刑罰手段の多様化と刑事政策の先進化、第二に傳統的な拘禁刑に對する反省、第三に社會内で積極的な監督と専門的な處遇により犯罪者の犯罪性を改善しようとしたことが挙げられる⁽¹⁾。

また保護觀察により期待できる成果としては1) 刑務所での收容時に豫想される犯罪からの感染防止及び收容経費の節減、2) 社會内での體系的かつ専門的な處遇を通じた犯罪者の社會適應の促進、3) 犯罪者に對する積極的な事後監督を實施し再犯を防止しながら社會を保護すること、4) 民間ボランティアなど社會の各界各層の人が犯罪者の處遇に共同で參與し一體化した社會雰囲気を作成することなどがある⁽²⁾。

2. 保護観察制度の沿革

<表 1 >

1988.12.31.	保護観察法 制定 (法律 第4059)
1989.7.1.	少年犯に対する保護観察制度導入及び実施
1994.4.1.	性暴力犯に対する保護観察実施 (性暴力犯罪の處罰及び被害者保護等に関する法律)
1995.5.1.	保護観察 善導条件付起訴猶豫制度 実施 (法務部訓令 第365)
1995.12.29.	刑法 改正 (保護観察 関連條項新設)
1996.12.12.	保護観察等に関する法律改正 (成人犯に対する保護観察, 社會奉仕・受講命令関連規定 新設)
1997.7.1.	保護観察制度の全面擴大実施

過去韓国では保護観察に関する規定は「更生保護法」「少年院法」「社會保護法」等に部分的に散在していたが、1983年2月4日から假釋放者と假退院者を対象に試験的に保護観察の実施を始めた。こうしたなか1988年12月31日に「保護観察法」を制定し翌年1989年7月1日からまず少年犯に対する全面的な保護観察が実施された。その他成人犯罪者に対する保護観察が施行されたのは1989年の社會保護法の改正に伴い保護監護の假出所者を対象に保護観察が実施されたのが最初でその実施対象は限られたものであった。以後1993年の「性暴力犯罪の處罰及び被害者保護等に関する法律」(以下性暴力特別法と稱する)の制定で性暴力犯の假釋放者である成人に対して保護観察を擴大實施した。

1995年12月29日刑法が改正されてからは1997年1月1日から成人犯に対しても全面的な保護観察が実施された。これにより宣告猶豫者に対して保護観察を賦課出来るようになり、執行猶豫者に対しては保護観察または社會奉仕・受講命令を命ずることができるようになり、假釋放者に対しても保

護観察を必要的に賦課するよう規定したのである。また保護観察法は1995年1月5日に既存の更生保護法と統合し「保護観察等に関する法律」(以下保護観察法と稱する)として制定され、改正刑法と歩調をあわせるため1996年12月12日に再改正され現在に至っている⁽³⁾。

3. 保護観察対象者及び期間

1) 保護観察対象者

保護観察法で定められている保護観察対象者は次のようである。

- ① 刑法第59條の2、第62條の2、第73條の2または保護観察法第25條の規定に基づいて保護観察を條件に刑の宣告猶豫・執行猶豫・假釋放または假退院された者
- ② 少年法第32條①項第2・3により短期保護観察・保護観察等の保護處分を受けた者
- ③ その他の法律(例えば性暴力特別法, 社會保護法等)によって保護観察法の保護観察を受けるよう規定された者である⁽⁴⁾。

特に改正された保護観察法は刑法規定と連係しているので刑の宣告を猶豫する場合に再犯防止のための指導及び援護が必要であると判断されると保護観察を受けるよう命じることができ(刑法 第59條の2)、刑の執行を猶豫する場合でも保護観察を命ずることができ(刑法第62條の2)。しかし宣告猶豫・執行猶豫が保護観察を任意的に規定したものと異なり假釋放された者は假釋放を許可した行政官廳が必要ないと認定した場合を除いては假釋放期間中に保護観察を受けるようになっている(刑法 第73條の2 ②)。

2) 保護観察期間

保護観察対象者は次の期間中、保護観察を受ける(保護観察法第30條)

- ① 保護観察を條件に刑の宣告猶豫を受けた者は1年
- ② 保護観察を條件に刑の執行猶豫の宣告さ

れた者はその猶豫期間。但し、裁判所が保護観察期間を別に定めた場合はその期間

- ③ 假釋放者は刑法第73條の2（無期刑は10年，有期刑は残った刑期）または少年法第66條に規定した期間（假釋放の前に執行された期間と同じ期間）
- ④ 假退院者は退院日から6ヶ月以上2年以下の範囲内で審査委員會が定めた期間
- ⑤ 少年法第32條①項第2・3の保護處分を

受けた者はその法律で定めた期間（短期保護観察の場合は6ヶ月保護観察の場合は2年（1回に限って1年の範囲の内で延長可能）

- ⑥ 他の法律により保護觀察法に基づく保護觀察を受けた者はその法律が定めた期間

以上保護觀察對象者とその期間を表で示すと次のようである。

<表 2 >

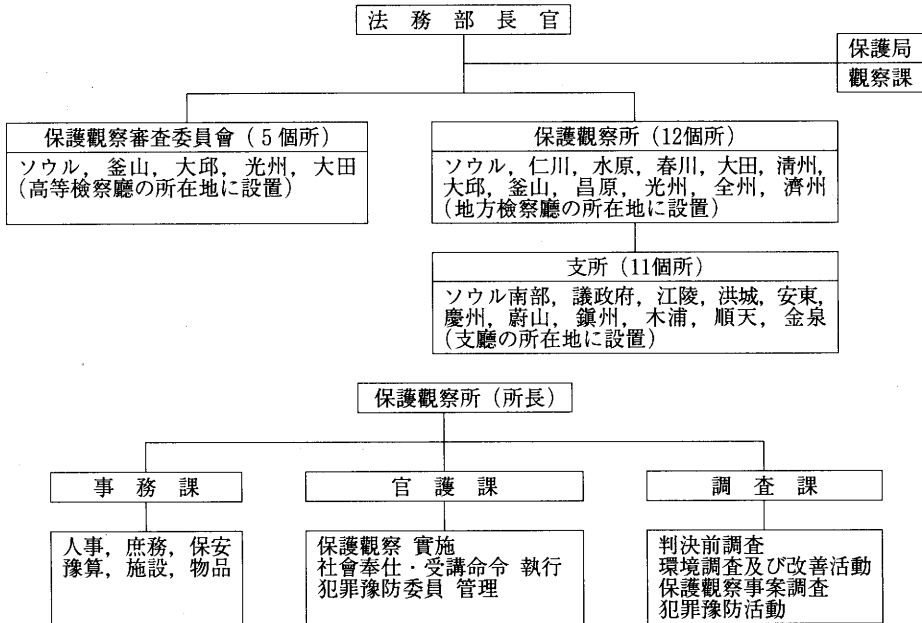
保護觀察對象者	區 分	保護觀察期間
	保護觀察を條件で刑の宣告猶豫を受けた者	1年
	保護觀察を條件で刑の執行猶豫の宣告を受けた者	猶豫期間（期間を別に定めた場合その期間）
	假釋放した者	殘刑期間
	假退院した者	6ヶ月 - 2年
	短期保護觀察處分を受けた者	6ヶ月
	保護觀察處分を受けた者	2年
	假出所・假終了者等	3年
	保護觀察所 善導猶豫者	6ヶ月若しくは1年

4. 保護觀察機關

委員會と保護觀察所（及び支所）があるがこれは法務部保護局觀察課に所屬している⁽⁵⁾。

保護觀察を執行する機關としては保護觀察審査

<表 3 >



1) 保護観察審査委員会

保護観察審査委員会は保護観察に関する事項を審査・決定するため法務部長官所屬下に置き、高等検察廳所在地など大統領令が定める地域に設置する（保護観察法第5條）。

一方、保護観察審査委員会が管掌する事務は次のようである。

- ① 假釋放とその取り消しに関する事項
- ② 假退院とその取り消しに関する事項
- ③ 保護観察の假解除とその取り消しに関する事項
- ④ 保護観察の停止とその取り消しに関する事項
- ⑤ 假釋放中の者の不定期刑終了に関する事項等の審査・決定
- ⑥ 以上の事項に関連した事項で委員長が附議する事項について審査・決定する（保護観察法 第6條）

保護観察審査委員会は委員長を含め5人以上9人以下の委員で構成され、委員長は検事長若しくは高等検察廳所屬の検事の中から法務部長官が任命する。その委員は判事、検事、辯護士、保護観察所長、地方矯正廳長、刑務所長、少年院長及び保護観察に関する知識や経験が豊富な者の中から法務部長官が任命若しくは委囑し、委員の中3人以内の常任委員を置く（保護観察法第7條）。

2) 保護観察所

保護観察所は保護観察、社會奉仕・受講命令及び更生保護に関する事務を管掌するため法務部長官の下に設置し事務の一部を處理するためその管轄區域の中に保護観察支所を置くことができる（保護観察法 第14條）。

保護観察所が管掌する事務は次のようである。

- ① 保護観察の実施及び社會奉仕命令・受講命令の執行
- ② 更生保護の実施

③ 保護観察所の善導猶豫者に対する善導の実施

④ 犯罪豫防委員に対する教育訓練及び業務指導

⑤ 犯罪豫防活動

⑥ 他の法令に基づいて規定された事項（判決前調査、環境調査及び改善活動、成人受刑者に対する保護観察事案調査等）

一方、保護観察所には刑事政策學・行刑學・社會事業學・教育學・心理學ほか保護観察に必要な専門知識を備えた保護観察官を置き管掌事務を處理するようにする（保護観察法第16條）。

Ⅲ. 犯罪豫防委員制度

1. 概 観

1) 意 義

犯罪豫防ボランティア委員すなわち犯罪豫防委員とは保護観察官の業務を補助し犯法者に対する相談・指導を行ったり彼等に対する就業の斡旋または財政的な支援をしたり、その他地域社會での犯罪豫防活動を展開する民間ボランティアを意味する。したがって彼等の任務や役割は日本の保護司と非常に似ている⁽⁶⁾。

2) 職 務

犯罪豫防委員の具体的な職務は以下の通りである（保護観察等に関する法律施行規則第10條）。

第一は、保護観察官を補助して保護観察対象者を指導し社會奉仕命令の執行を補助しながら環境調査などを補助するなどの保護観察業務

第二は、善導條件付起訴猶豫者および出所者に対する相談指導

第三は、犯罪豫防のための就職の斡旋 職業訓練・援護・財政的な支援

第四は、「子供を安心して學校に送ろう運

動」などの学校暴力予防活動の展開

第五は、その他地域社会での犯罪予防活動の展開

3) 資格及び委嘱・解嘱

犯罪予防委員は人格および行動において社会的に信望のある者で社会奉仕に対する熱意を擁し、健康かつ活動力のある者であり国家公務員法の缺格事由に該当しない者の中から法務部長官が委嘱し任期は3年である。解嘱も同じく法務部長官がその権限を有する（保護観察等に関する法律施行規則第8条①）。

犯罪予防委員は一般犯罪予防委員と特別犯罪予防委員とに区分されるが、前者は法務部長官が後者は保護観察所長が委嘱する。特別犯罪予防委員とは保護観察対象者と特別な関係がある者を意味する。

犯罪予防委員の定員は市・郡・区別にその地域の人口・犯罪状況その他の事情を考慮して人口1千名当り1人の範囲内で法務長官が定める（保護観察等に関する法律施行規則第9条）。

2. 名称の變遷と分科委員の統合

1) 名称の變遷

犯罪予防委員という名称の變遷は以下の通りである。1988年に制定された保護観察法には保護観察官を補助する民間ボランティアを「保護委員」と稱し同法第2章第3節に保護委員の使命、職務、委嘱及び解嘱、任期、費用及び支給、定員等の規定を置いたのである。しかし1996年に保護観察法が保護観察等に関する法律と名称が變わるとともにこの法は全面改正され保護委員も「犯罪予防ボランティア委員」に變り、これらに関する規定なども同法第18条に含蓄的に規定され具体的な事項は法務部令に委任されることになった。これにより保護観察等に関する法律施行規則（法務部令第442, 1996. 12. 31）に彼らの委嘱

及び解嘱、定員、職務、組織、費用の支給等細部的な規定を置き運営されている⁽⁷⁾。

<表4> 犯罪予防委員に関する根據規定

〔保護観察等に関する法律〕

第18条〔犯罪予防ボランティア委員〕① 犯罪予防活動を行い 保護観察活動や更生保護事業を支援するために犯罪予防ボランティア委員（以下「犯罪予防委員」と稱する）を置くことができる。

② 犯罪予防委員は法務部令が定めるところにより法務部長官が委嘱する。

③ 犯罪予防委員の名譽とこの法による活動は尊重されなければならない。

④ 犯罪予防委員は名譽職とするが、豫算の範囲内で職務遂行に必要な費用の全部または一部を支給できる。

⑤ 犯罪予防委員の委嘱及び解嘱・定員・職務の具體的内容・組織・費用の支給その他必要な事項は法務部令で定める。

2) 分科委員の統合

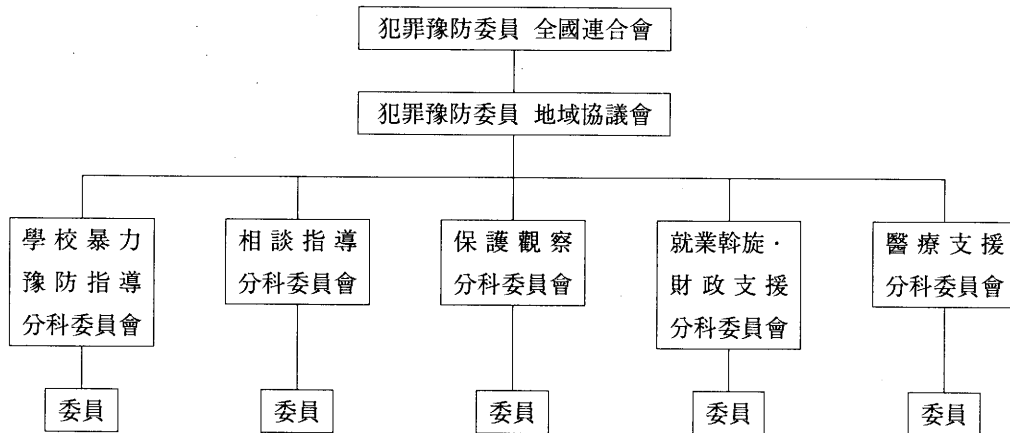
1989年保護観察法の施行とともに同法による保護委員と同法の施行以前に運営されていた検察廳内の少年善導委員そして更生保護公園内の更生保護委員など民間ボランティアの統合問題が擧論されることになった。このような統合問題は1990年6月初めて検討されたが與件が成熟していなかったために検討が中断されてしまったが、1993年統合のためのアンケート調査でその可能性を打診した後1995年7月第1回「全國犯罪予防ボランティア統一大會」を開催し統合の雰囲気を作成した。その後1996年3月保護行政の専門誌である「保護」誌を創刊・配布しながら統合雰囲気を擴散し同じ時期「犯罪予防ボランティア代表者會議」を開催、これに関する發表と討論をおこなった。1996年4月検察廳の保護局と検察局との合同企劃團を編成し統合について

の法務部単一案を準備し、同年法律を改正するとともに保護委員（保護観察所）、少年善導委員（検察）、更生保護委員（更生保護公團）を統合して検察廳に事務室を置き組織・運営されている⁽⁸⁾。

3. 組織

犯罪豫防委員の自治組織を表で示すと次のようである⁽⁹⁾。

<表 5>



4. 委員の現況及び職業別分布⁽¹⁰⁾

1) 統合移轉

保護觀察法が施行された年である1989年末保護委員の数は全國3,318名でありこの中には更生保護委員職を兼ねる者が1,012名、少年善導委員職を兼ねる者が854名で一人の民間ボランティアが二重三重の役割をしながら保護觀察官を補助している。その後統合以前の5年間彼らの現況を見てみると次の表のようになるが1991年度6,890名であったものが5年後の1995年末には10,548名に増員した。

彼らの職業別分布を見ると年度の區別なしに自営業者（主に商工業者）が最も多く次いで農業人、宗教人、會社員の順となっている。特に1994年と1995年度の人數現況をみると大學生ボランティアが約10%を占めていた。

<表 6> 統合以前の保護委員の現況

	1991	1992	1993	1994	1995
計	6,890	8,283	7,853	9,465	10,458
法曹人	83	84	74	80	89
公務員	195	239	224	240	277
會社員	563	852	667	550	921
宗教人	647	781	735	674	667
自営業者	2,313	3,383	2,935	3,306	3,386
農業	1,168	959	952	985	1,114
醫療人	335	354	238	293	298
教育者	327	607	694	754	965
大學生	55	91	114	1,032	1,150
其他	1,204	978	1,175	1,551	1,651

2) 統合以後 現在の委員の現況

＜表7＞から分かるように1999年現在犯罪豫防委員の総人数は19,416名（清州地域は792名である）でこれは1991年と比べ約3倍ほど増加したことになる。職業別の比率を調べてみると未だ商工業者の比重が高く、次いで会社員、教育者、医療人、宗教人が占めている。しかし1995年までは約10%ほどを占めていた大學生ボランティアの数は急減し1%にも及ばない状態である。

分科委員別の犯罪豫防委員の分布を見ると＜表8＞のように保護観察分科と学校暴力豫防分科に多く配置されているが、学校暴力の豫防に力を傾け本来の業務である保護観察業務が疎かになる憂慮があることが問題点として指摘されている。

＜表7＞ 統合以後 現在の委員の現況（1999年3/4分期 現在）

	總 19,416	占有比率(%)
法曹人	138	7.1
公務員	433	2.2
会社員	2,134	11.0
宗教人	586	3.0
商工業	7,560	38.9
農業	1,141	5.9
医療人	1,445	5.9
教育者	1,265	6.5
社會事業家	448	2.3
大學生	172	0.9
其他	3,949	20.3

＜表8＞ 分科委員別の犯罪豫防委員

分科別	計	學校暴力豫防	相談指導	保護観察	就業斡旋 財政支援	醫療支援	大學生 協議會	其他
計	19,416	2,596	1,859	3,368	2,308	833	62	8,390

5. 制度運営上の問題点

犯罪豫防委員制度は過去10年間執拗に活用されてきたが、統合以来幾つかの問題点が現れており以下これを検討する。

1) 保護観察業務の急増と職員業務過重

保護観察業務は毎年増加の趨勢にあり、このような現象は1997年1月から成人に対する保護観察が擴大されたことにより更に顯著である。しかし保護観察官の数は業務件数の増加分に行き届いていないため保護観察官の業務加重が大きな問題として登場している⁽¹¹⁾。

＜表9＞ 最近5年間保護観察の受付件数及び保護観察職員の増加現況

區分	保護観察 受付件数	前年對比 増加件数	前年對比 増加率(%)	保護観察 職員定員	前年對比 増加定員	前年對比 増加率(%)
1994	29,053			230		
1995	33,591	4,538	115.6	242	12	105.2
1996	38,292	4,701	113.0	258	16	106.6
1997	70,082	31,790	183.0	321	63	124.4
1998	88,947	18,865	126.9	334	13	104.0

1994年を基準にすると保護観察の受件数は3倍以上増加したが、保護観察職員の増加は僅か104名に過ぎない。故に職員1人当たり業務分擔件数も1994年度には126.3件であったが、1998年度には266.3件まで増加した。これはアメリカの場合が一人当たりの擔當件数約50件、日本の場合が約100件であることと比べはるかに多い數値を示している。

2) 犯罪豫防委員の構成上の問題點と保護観察活動の意欲低下の問題

保護観察を通じた犯罪豫防活動には社會各界各層の多様なボランティアらを必要とするが、現在は實務に携わる實務型の委員よりは名譽を大切にしている名譽型の委員が多くなる趨勢であり、保護観察活動が本来の機能を果たしていないのが實情である。したがって組織や人事を擔當している機關への業務協助には積極的な態度を見せるが保護観察対象者の指導等の實質的な保護観察活動には消極的な態度を見せるなどの問題點を指摘することができる。特に統合過程で保護観察所の意見が充分反映されなかったために多くの實務型の委員らが解囑され、保護観察業務に詳しくない新委員らが迎入されるなどの現象を見せ問題はさらに深刻になっていった⁽¹²⁾。

特に保護観察対象者は青少年が多く彼らは年配者との接觸より若く話の通じる人との接觸を望んでいるという点を考慮すると大學生ボランティアの減少は深刻な問題になっている。過去大學生ボランティアの割合は約10%を占めていたが現在は大幅に減少し1%にも及ばないことから今後は大學生ボランティアの増加に全力を傾けるべきであろう⁽¹³⁾。

前述の通り學校暴力豫防分科に多くの委員が配置されていることで本来の保護観察業務に支障を來たしていることから保護観察分科の方にもっと多くの委員を配置して内容の充實した制度として運営されなければならない⁽¹⁴⁾。

3) 犯罪豫防委員の指定手續きの複雑性

現在犯罪豫防委員を指定する手續きが非常に複雑なことからこれらを活用する上で多くの問題が指摘されている。現在の指定手續きを見ると、

- ① 保護観察所で事案概要及び善導・援護対象者の名簿を地域協議會に通報し
- ② 地域協議會の擔當職員は分科委員長と協議後、擔當委員を指定して要請機關に通報する
- ③ 保護観察所では擔當委員対象者への指導管理結果を翌月5日まで地域協議會に通報し
- ④ 以後6ヶ月以上の長期活動対象者に対しては分期別に1回一括で通報している。

このように手續きが複雑であることから犯罪豫防委員を直ぐ指定して活用することが難しくなっている。したがってこの手續きを簡素化して迅速かつ效果的に指定出来るようにしなければならない⁽¹⁵⁾。

4) 會議參席の強制と過大な會費要求の問題

分科別または地域協議會では犯罪豫防委員に月例の會議などの定期會議に出席することを強要して不參席の時には解囑すると警告するなど委員らの士氣を低下させることがしばしば発生しており対象者指導に専念しなければならない委員の心的負擔が多く效率的な運営を沮害しているという現象がある。

また過大な年會費や事務室の運営經費などを徴収して退職者や教師、公務員、牧師など實務型ボランティアが經濟的な負擔を感じ、彼らが委員職を忌避するなどの現象も発生している。故に頻繁な會議參席要求とか過大な會費若しくは經費徴収などは保護観察業務に支障を來たすことから是正が必要であろう⁽¹⁶⁾。

5) 内容の充實した教育及び再教育の不備

保護観察業務は出来る限り専門的な知識を持っていて經驗のある者が擔當しなければなら

らないのにも拘わらず韓国の場合はそのような専門家が足りないという現実に置かれている。更に犯罪豫防委員として委嘱された後にも内容のある教育や再教育を受けられないために、効果的な保護観察活動が出来ていないのである⁽¹⁷⁾。

日本で保護司に對して徹底した教育や再教育が施行されているのを模範にして今後は犯罪豫防委員に對する内容の充實した教育や再教育を実施しなければならないであろう。

6. 改善方案

上で検討した通り韓國の犯罪豫防委員制度はその歴史が短い上、今までの統合過程の紆餘曲折を通して効果的に定着できなかった面がある。これに對して法務部の保護局では改善方案を講究している。その改善方案には二つがある。そのうち法務部では第1案の方に關心をよせているようである⁽¹⁸⁾。

1) 第1案：現行の犯罪豫防委員運営を保護観察中心に活性化する方案

① 基本方向

- ① 犯罪豫防委員の運営の中心を檢察から保護観察所へ移動する
- ② 犯罪豫防委員の管理及び活用にあつて保護観察所長の權限を擴大する

② 細部事項

- ① 保護観察所長に委嘱と解嘱、褒賞推薦など犯罪豫防委員及び犯罪豫防活動に對する實務管理權限を賦與する
- ② 犯罪豫防指導委員會と地域協議會の設置場所を分離して後者を檢察廳から保護観察所への移轉する
- ③ 犯罪豫防委員を保護観察所で直接指定し管理する

③ 問題點

- ① 官僚化した犯罪豫防委員の集團的な反發の憂慮

⑥ 1998年9月に改正した犯罪豫防ボランティアの運営規定の再改正の必要

2) 第2案：特別犯罪豫防委員の積極的な活用と今後保護観察所に新しくボランティア組織を構築する方案

① 基本方向

先ず保護觀察法に關する法律施行規則第8條第3項に基づいた特別犯罪豫防委員を積極的に活用し今後保護觀察所に新しく民間ボランティア組織を構築する

② 細部事項

① 特別犯罪豫防委員を積極的に活用する指針を示達する

- 前現職教員，社會奉仕者，相談士，宗教人の中から犯罪豫防に關心のある實務型民間ボランティア者を積極的に發掘する
- 大學と地域社會團體との有機的な協助體制を構築し青少年相談室の設置など地域社會資源を最大に活用する

② 保護觀察民間ボランティア組織を構築するための法令を整備して指針を制定する

③ 問題點

- ① 犯罪豫防委員の統合趣旨に反する
- ② 民間ボランティア組織の二元化による非効率性

IV. 結論

効果的な保護觀察が行われるためには専門的な知識と經驗に富む大勢のボランティアからの協力が必須的である。しかも少數の保護觀察官だけでは保護觀察対象者をもれなく指導・管理するのは不可能であるので犯罪豫防委員の積極的な参加が保護觀察業務の勝敗を決める重要な鍵となる。しかし現在韓國の保護觀察活動は期待よりうまく機能してこなかったことは事實である。歴史も短く人的・物的な資源もまだ充分ではない。將來この

分野に多くの費用や努力を投資して効果的な保護観察が行われ、窮極的に犯罪豫防に寄与すべきであろう。そして何よりもまだ社会的に認知度の低い犯罪豫防委員制度を一般人にも知らせて有能かつ熱意のあるボランティアの參與を誘導すべきであろう。

また保護観察制度を先に実施した外國の例を参考してその長所を受け入れ我の問題点を改善しより良い制度になるように努力しなければならない。したがって歴史が長く経験に富む日本の蓄積した保護司制度を研究してその長所を我の制度に合うように接木する作業がこれから進行されるべきであり、同時に我の経験と成果を外國に知らせる作業も並行するべきである。そのために今後ますます韓國と日本の實務者と學者らは頻繁な交流を重ねていく必要があろう。

<注>

- (1) 法務部, 「保護観察制度案内」, 1998, p.2.
 - (2) 同上。
 - (3) 斐鍾大, 『刑事政策』(第2版), 弘文社, 1999, pp. 486-487.
 - (4) 上掲書, p.487.
 - (5) 「保護観察制度案内」, p.3.
 - (6) 日本の保護司の制度については李璟在, 日本の保護司制度と保護観察, 「保護観察制度の回顧と展望」, 第24回刑事政策ゼミナ資料, pp.117-128参照。
 - (7) イ・ドンウォン, “保護観察と犯罪豫防委員制度”, 「保護観察制度の回顧と展望」, 第24回刑事政策ゼミナ資料, p.105.
 - (8) イ・ムウン, “保護観察制度での民間自願奉仕者の役割及び社會内資源の連繫戦略の考察”, 「保護観察制度の回顧と展望」, 第24回刑事政策ゼミナ資料, p.53.
 - (9) 「保護観察制度案内」, p.14.
 - (10) 以下の統計はイ・ムウン, 前掲論文, pp.54-59参照。
 - (11) イ・ムウン, 前掲論文, p.58.
 - (12) 上掲論文, p.59.
 - (13) イ・ドンウォン, 前掲論文, pp.108-109.
 - (14) 上掲論文, p.115.
 - (15) 法務部保護局観察課, 「犯罪豫防委員の運営に関する検討意見」(未公刊資料), p.5.
 - (16) 上掲資料, p.6.
 - (17) イ・ムウン, 前掲論文, p.61; イ・ドンウォン, 前掲論文, p.110.
 - (18) 法務部保護局観察課, 前掲資料, pp.9-12.
- [追記]「韓国における保護観察制度に関する日本の実務家による紹介文献」について
- (1) 「保護観察法」(1988. 12. 31) 成立前後の保護観察制度を紹介する文献として下記の論稿がある。
 - ① 堀内国宏「大韓民国」(宇津呂英雄編著『アジアの刑事司法』有斐閣, 1988, 39~73頁所収)
 - ② 浅野義正「韓国の更正保護制度」犯罪と非行 92・122~171 (1992)
本稿には「保護観察法, 保護観察法施行令」の邦訳が収められている。
 - ③ 進藤眸「大韓民国における保護観察制度」更正保護と犯罪予防 113・32~45 (1994)
 - (2) 「保護観察等に関する法律」(1996. 12. 12) 成立前後の保護観察制度を紹介する文献として下記の論稿等がある。
 - ① 法務総合研究所資料42集『大韓民国の刑法, 刑事訴訟法及び保護観察に関する法律等』(1997)
 - ② 宇戸牛朗「韓国の更正保護における民間協力者」更正保護と犯罪予防123・141~146 (1996)
 - ③ 原沢和茂「大韓民国との交流」更正保護49・12・30~34 (1998)
 - ④ 本江威憲「大韓民国の保護局を訪問して」更正保護と犯罪予防133・1~7 (1999)
- (以上, 野阪滋男 記)